

10月から

マイナンバー制度が始まります

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有するすべての人に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

制度の導入により

期待される3つの効果

【公平・公正な社会の実現】所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

【利便性の向上】

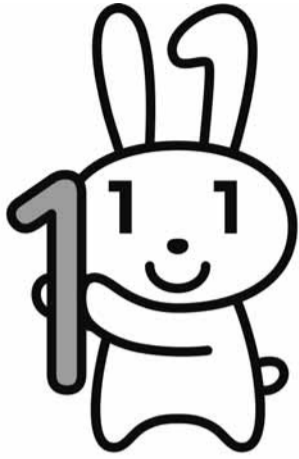
添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

【行政の効率化】

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きがより正確でスムーズになります。

◆マイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

平成27年10月以降、住民票を有する市民に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として市から



マイナンバーは一生使います

住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で送付されます。住民票の住所と異なる場所に住んでいる人は、現在の住所に住民票の異動をお願いします。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある

場合を除いて、一生変更されることはありません。大切にしてください。

◆マイナンバーはどのような場面で使用するのでありますか？

平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。情報提供ネットワークシステムを通じた各機関間の情報連携は、平成29年1月以降、地方公共団体で平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書などの添付

面とシステム面の両方から個人情報保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しています。

また、特定個人情報保護委員会という第三者機関で、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

◆個人番号カードは何に使えるのですか？
個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市に申請することで、平成28年1月以降、無料で交付される予定です。

個人番号カードは、マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。また、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用した、e-Taxをはじめ各種電子申請で利用することができます。

◆個人情報が外部に漏れるのでは、外部に漏れる恐れはありますか？
個人情報外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起るのではないかと、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度

面とシステム面の両方から個人情報保護するための措置を講じています。

面とシステム面の両方から個人情報保護するための措置を講じています。

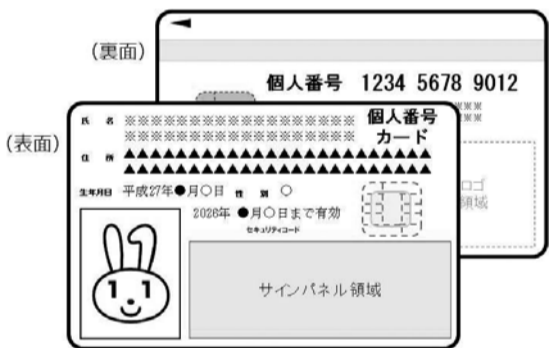
カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので注意してください。

ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記載されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードからすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

◆マイナンバーコールセンター
制度についての不明な点は、左記までお問い合わせください。マイナンバーコールセンター【日本語窓口】全国共通ナビダイヤル(☎0570-2010178)【外国語窓口】全国共通ナビダイヤル(☎0570-2010291)。

※午前9時30分～午後5時30分(土曜、日曜日、休日、祝日、年末年始は除く)。
ナビダイヤルは通話料がかかります。

◆個人番号カードのイメージ
個人番号カードのイメージ



出典：内閣官房ホームページ「マイナンバー広報資料」

春の全国交通安全運動5月11日～20日 ルールもしくし号もつは わるもつ

5月20日は交通事故死ゼロを目指す日

入学生シーズンから約1カ月が経過しました。学校生活も落ち着くこの時期は、子どもたちの行動が活発化します。子どもたちの交通安全を確保するのは、大人の責任です。一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践しましょう。

【運動の重点目標】
①子どもと高齢者の交通事故防止。
②自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)。
③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底。
④飲酒運転の根絶。

【春の全国交通安全運動出動式を開催】
伊西警察署と各関係機関が連携して交通事故防止、悪質運転の根絶を目指すことを誓い、交通ルールの遵守、交通事故防止の啓発を目的として、警察車両などの出動式を開催します。

出動式では、白バイやパトカーなどの警察車両が一斉に出発するほか、パレード行進、警



出動式で交通安全を誓います

避難情報 テレビで確認

千葉県では、避難情報をさまざまなメディアに配信するシステム、「Lアラート」の運用を開始しました。市が発表した避難情報をテレビやインターネットなどで確認することができます。

【利用例】

NHK総合テレビのデータ放送では、テレビのリモコンの「dボタ」を押して「地域の防災・災害情報」を選択すると避難情報を見ることが出来ます。迅速な避難行動にお役立てください。

防災課防災班(☎内線454)。